水洗便所改造資金助成制度について

（貸付金・補助金）

下水道は、私たちの生活環境を安全で快適なものに改善し、川や海などの汚濁を防止するために重要な役割を果たしています。

処理区域内にお住まいの方で、まだ下水道に接続されていない方については、一日も早い水洗化が実行できますよう下記助成制度を設けてございますので、積極的にご利用いただくことをおすすめします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 水洗便所改造貸付金 | 水洗便所改造補助金 |
| 助成額 | 市が認定した工事費から、水洗便所改造補助金を差し引いた額の80パーセント以内。  　※低所得者の場合、市が認定した工事費から、水洗便所改造補助金を差し引いた額以内。 | 下水の処理を開始すべき日から改造等の工事が完了した日までの期間に応じ、便  槽1ヶ所につき、  1年以内　　　　　　　　３０，０００円  2年以内　　　　　　　　２５，０００円  3年以内　　　　　　　　２０，０００円 |
| 資格要件 | 市税・下水道受益者負担金を滞納していない方。  償還能力のある、確実な連帯保証人がいる方。 | 市税・下水道受益者負担金を滞納していない方。 |
| 手続き等 | 申込書・工事関係書類を下水道課へ提出。  下水道課から連絡がありしだい、こちらへ来ていただき、現金で支払われます。（なお、申込書には申込人・連帯保証人とも実印を押印してください。） | 申込書を下水道課へ提出。（または指定工事店へ提出）  検査後約２ヶ月で、指定された口座へ振り込まれます。 |
| その他 | ･利率　無利子  ･低所得者世帯の場合　無利子  ･償還期限　３６ヶ月（※低所得者世帯の場合は１００ヶ月）以内  ･償還方法  　 　こちらでお渡しする納付書により  毎月末までに振り込んで下さい。 |  |

※詳しくは　茂原市役所下水道課　まで　　電話（２０）－１５４９

水洗便所改造資金借入申込書

年　　月　　日

（宛先）茂原市長

申込人 住　所

氏　名

電話番号　　　 （ 　　　）

連帯保証人 住　所

氏　名

電話番号　　　 （　　　 ）

水洗便所改造資金を借り入れたいので、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 |  |
| 家屋の所有者 | 住所  氏名 |
| 家屋の使用者 | 住所  氏名 |
| 施工業者 | 指定工事店番号　第　　　　号  指定工事店名 |
| 工事見積額 | 円 |
| 借入希望金額 | 円 |
| 予定工事期間 | 年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日 |
| 備考 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 収入  印紙 | 水洗便所改造資金借用証書 |

年　　月　　日

（宛先）茂原市長

借受人 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　 実印

電話番号　　　 （ 　　　）

連帯保証人 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　 実印

電話番号　　　 （　　　 ）

次のとおり水洗便所改造資金を借用します。つきましては、茂原市水洗便所改造資金助成条例及び同施行規則を遵守し、期限までに必ず返済します。また、連帯保証人は、借受人の一切の債務を極度額　　　　　　　円の範囲内で連帯して保証します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借入金額 |  |  |  |  |  |  |  | 円 | 貸付番号 | 第　　　　　 号 |
| 借用年月日 | 年 　　　月 　　　日 | | | | | | | | | |
| 貸付期間 | 年　　　月　　　日　 ～　　　　 　年　　　月　　　日 | | | | | | | | | |
| 償還方法 | か月均等払い  初回　　　　　　　　円　　次回より　　　　　　　　円　× 　　　回 | | | | | | | | | |
| 備考 |  | | | | | | | | | |
| 貸付条件 | １ 借入金の償還は、市長が発行する納入通知書により行うものとする。  ２ 借入金は、水洗便所改造工事以外の用途に使用してはならない。  ３ 借用証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。  ４ 貸付金の償還金について、納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第４０４条に規定する法定利率（閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。）による遅延損害金を納めなければならない。  ５ 水洗便所改造資金の借入金額を連帯保証人に対する極度額とする。  ６ 借受人及び連帯保証人の印は、実印とし、印鑑登録証明書を添付しなければならない。 | | | | | | | | | |

注１） 署名は必ず各自（借受人及び連帯保証人）でお願いします。

注２） 印鑑は、必ず各自のものを使用願います。

注３） 収入印紙貼付欄には、借入金額に応じた収入印紙を貼付し、借受人及び連帯保証人の割印を押印願います。